

広島県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町高光字東山岩ケ谷一二二八、東山中丸一二三一、東山大留一二三二、東山水呑久保一二三三、東山ホソゴイ一二三四の二から一二三四の三まで、東山バ、コタ一二三六の三、一二三六の五、東山麦ケ迫一二三七の二から一二三七の四まで、東山小田一二三九の三から一二三九の七まで、東山東山一二四一、東山水クミ一二四二の二から一二四二の四まで、東山大留口一二四四の一、一二四四の二、物造筋大留口一二四六の一、一二四六の二、一二五三の一から一二五三の三まで、物造筋大留一二四七の一、一二四七の二、物造筋小田上一二四九、物造筋平岩一二五一の一、一二五一の三、物造筋一本堂一二五二、物造筋コンヤカサコー二六二、東二〇四四、二〇五〇、宮之前大トメノ口三一七九、三一八〇、宮之前大トメ三一八一、三一八三、三一八五、三一八六、宮之前大トメ口三一八二、宮之前紺屋迫三一八七、宮之前大トメヲク三一八八、三一八九、宮之前小丸大トメ三一九〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)